

市町村合併調査研究特別委員会

平成16年6月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎吉川 勝義	○小野 隆雄	嶋田 善行	松田 正
飯高 昭二	西谷 剛周	森河 昌之	坂口 徹
浦野 圭司	三木 誓士	木田 守彦	木澤 正男
里川宜志子	中西 和夫	中川 靖広	

浅井議長

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	企画財政課長	藤原 伸宏
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
同 係 長	福居 哲也		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開 会（午後1時30分）
署名委員 木澤委員、里川委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまより市町村合併調査研究特別委員会を開会します。

5月14日の改選によりまして、私、吉川が委員長、副委員長に小野委員が就任されました。委員会運営につきましては、皆さまのご協力を、よろしくお願いいたします。

また今日は朝から総務委員会があり、後には消防運営委員会もございます。委員皆さんにはたいへんご苦勞様でございます。また、お疲れのことと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは本日の会議をはじめます。

町長が欠席されておりますので、助役の挨拶をお受け致します。芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長 まずはじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、里川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、レジメに沿って審議を進めてまいります。

1. 市町村合併について

（1）第12回 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告について及び第13回合併協議会の報告について、一括議題と致したいが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。第12回及び第13回の合併協議会の内容について一括議題と致します。理事者の報告を求めます。

企画財政
課長 それでは、去る5月10日、上牧町保健福祉センターにおいて開催されました、第12回合併協議会について、ご報告申し上げます。資料1-1をご覧くださいと思います。

まず始めに、報告第28号第6回新市の名称・事務所の位置検討小委員会報告についてでございます。

去る4月22日に、斑鳩町中央公民館において、第6回の小委員会が開催され、全ての審議が終了しております。この審議結果等について、下村委員長から最終報告がされております。

まず、庁舎機能の方式について協議され、当面は政策管理部門や議会を除き、従来の行政機能のうち、日常的な窓口や住民生活に直接関連する行政サービス業務をそのまま残す総合支所・一部分庁舎方式を採用することが決定されております。また、事務所の位置については、人口の集中状況、都市機能の集積状況及び交通アクセスが考慮され、王寺町及び斑鳩町の現庁舎が候補となり、更に審議された結果、王寺町の現庁舎を本庁舎、斑鳩町の現庁舎を分庁舎とし、他の5町の現庁舎はすべて総合支所にするこことされました。なお、複数の分庁舎が必要となった場合には、5町の現庁舎のいずれかを分庁舎として活用することも合わせて確認されております。

以上が新市の名称・事務所の位置検討小委員会の内容でございます。

次に、報告第28号第6回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会報告についてでございます。

去る4月20日に、安堵町トーク安堵カルチャーセンターにおきまして、第6回の小委員会が開催をされました。この審議結果等について、荒木委員長から報告がされております。

小委員会では、まず、継続協議となっておりました新市財政計画(案)及び財政シミュレーションについて、協議の結果、原案どおり承認をされたところでございます。また、将来、新市において新庁舎の整備

が必要と判断された場合、合併特例債を活用して庁舎整備ができるよう計画に位置付けしておくことについても、協議の結果、原案どおり承認をされたところでございます。

以上が新市建設計画策定小委員会の報告内容でございます。

続きまして、継続協議となっておりました協議第4-1号社会教育事業の取扱いについてでございます。資料1-1の2ページからでございます。3ページから5ページは、今回、前回の資料の修正がされたものが出されております。

この協定項目については、委員から意見も無く原案どおり確認をされたところでございます。

次に、同じく継続審議となっておりました協議第4-2号財産、公の施設の取扱いについてでございます。資料の6ページからでございます。これにつきましても7ページから9ページに一部修正された資料がつけられております。追加資料としましては、11ページをご覧ください。この資料は、平成14年度決算における7町の土地開発公社の保有土地の状況について、事業名称、所在地別に面積と簿価を整理し、それぞれ保有年数別に分けたものでございます。

この協定項目についても質問も無く、原案どおり確認をされたところでございます。

次に、12ページをお開きください。同じく継続協議となっておりました協議第4-3号一部事務組合等の取扱いについては、委員から土地開発公社について意見が出されております。土地開発公社の保有残高が大きな問題であり、また5年以上がほとんどである。また、実勢価格も相当減少している。これらのことが、新市において新規の事業投資が見込めないというふうにしなないと住民の理解が得られないというご意見でございます。

この項目につきましては、委員の意見を踏まえ、引き続き継続協議とされたところでございます。

次に、資料の14ページ、協議第4-5号補助金、交付金等の取扱いについてでございます。これにつきましては、特に意見も無く原案ど

おり確認をされたところでございます。

続きまして新規に提案をされました協議事項についてご説明申し上げます。

資料15ページをお開き下さい。協議第46号新市の名称についてでございます。

小委員会において選定をされました「西和市」、「西大和市」、「法隆寺市」、「西奈良市」、「やわらぎ市」の5候補が提案をされ、選定方法として次回の協議会において投票により決定することが了承されました。

次に、協議第47号町名、字名の取扱いについて、ご説明させていただきます。会議資料の18ページをご覧くださいと思います。

1として、字名については、「大字」を削除し現行のとおりとする。なお、平群町「緑ヶ丘」、上牧町「緑ヶ丘」については、当該地域の意向を尊重し、合併時まで調整する。2として、字の区域については、現行のとおりとする。以上、提案がされました。

これに対し、委員からは、現在の町名を残すためにも、名称募集に今の町名を使わないという制限をしている、それぞれの町名を残すよう調整方針を変えてもらいたいとの意見が相次ぎ、秋田副会長から、次回協議会においてそれぞれの町名を町名として残すという提案をしたいということで、継続協議とされたところでございます。

次に、21ページをお開きください。協議第48号事務組織及び機構の取扱いについて、ご説明申し上げます。

新市の事務組織及び機構については、7町の庁舎を有効活用とすることを念頭に、総合支所・一部分庁舎方式を骨格として、次の事項を基本に合併時まで整備する。

1点目として、住民の声を適正に反映することができる組織・機構。2点目として住民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構。3点目として行政課題に即応できる組織・機構。4点目として指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構。5点目として簡素で効率的な組織・機構。6点目に緊急時に即応できる組織・機構。以

上の提案がされております。22ページには、新市の組織図が素案として合わせて提案をされておりますまた、23ページから29ページに各町の現行の組織図を、30ページ、31ページには各町の部課別職員数が参考としてつけられております。

この事務組織及び機構の取扱いについては、特段の質問もなく継続協議とされたところでございます。

次に、協議第49号使用料、手数料等の取扱いについて、ご説明申し上げます。資料の32ページをお開き下さい。

1として、使用料については、原則として当面現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り合併時まで調整する。2として、手数料については、新市における住民の一体性の確保を図ることを基本に、合併時まで調整する。

資料の33ページに各町の使用料を徴収している施設の一覧を、34ページから62ページまで、各施設の使用料を整理し、つけております。7町の各施設の使用料は、建設年度や、規模、設備、維持管理費等を勘案しながら、施設を利用する特定の住民が受けるサービスの程度、度合いに応じて定められることから、合併時まで使用料を一律に統一することは、負担の公平性の観点から、かえって妥当性を欠くとの判断から、当面現行のとおりとされたものであります。

次に、手数料ですが、63ページから73ページに、7町で徴収しています手数料がまとめられております。手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、その金額や種類について住民に不公平感を与えないよう十分に配慮するとともに、格差を生じないように合併時まで調整するとされたものであります。

この使用料、手数料等の取扱いについても、継続協議とされたところでございます。

次に、協議第50号新市建設計画（まちづくり計画）についてご説明申し上げます。

資料1-2をご覧くださいと思います。この計画の構想部分については、昨年11月の当特別委員会において、既にご説明申し上げます。

ておりますので説明は省略させていただきます。26ページをお開き下さい。主要施策としまして、46ページにかけまして、各基本目標ごとの主要施策、主要事業及び事業概要について書かれております。主要施策は、この26ページの表にございますように、6つの基本目標を達成するため、具体的な施策の柱として設定し、体系化するとともに、その位置付け、方策の内容を示すものでございます。29ページをお開きください。更に、主要事業及び事業概要についてであります。それぞれの主要施策を実現するためのより具体的な事業や、その概要をお示ししております。例をあげますと、道路ネットワークの整備としまして、主要事業の一つに幹線道路整備事業があげられ、事業概要に都市計画道路などの整備事業、いかるがパークウェイ整備事業の促進があげられております。また、市街地の整備については、駅周辺整備事業としまして、近鉄主要駅の周辺整備事業やJR法隆寺駅周辺整備事業などがあげられております。

ご覧いただきますように、現在、各町で計画をしております事業については、このように新市においても引き続き実施をしていくものでございます。詳細につきましては、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、45ページをお開きください。新市における特色ある事業がここにまとめられております。これらの事業は、合併後の新市の一体性の速やかな確立及び地域住民の交流や地域振興を図るため、地域の特色であります歴史や文化、自然環境を活かした事業として位置づけるものでございます。

次に、46ページをお開き下さい。ここでは、合併市町村の建設の根幹となる、県が実施する事業について掲げられております。斑鳩町では、龍田大橋交差点改良事業、県道天理・斑鳩線改良事業、富雄川及び三代川改修事業などがあげられております。

次に、47ページに、公共的施設の適正配置と整備方針が掲げられております。公共施設の適正配置、また整備にあたっては、各町の庁舎をはじめとして、既存の施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘

案しながら、財政運営の効率化を図るものとし、また新たな施設の整備については、住民参画により事業の必要性や効率性、事業効果等を十分検討することとされております。

続きまして、48ページから51ページに新市における財政計画が示されております。これにつきましては、財政シミュレーションをもとに作成をされておりますので、のちほどその説明をさせていただくこととし、ここでは説明を省かせていただきます。

以上が新市建設計画（まちづくり計画）についての提案内容であります。委員からは資料の提示を求めるほかは、特段の意見もなく、継続協議とされたところであります。

以上簡単ではございますが、第12回合併協議会の審議等概要のご報告とさせていただきます。

続きまして、参考資料として配布されております、財政計画の検討資料についてご説明をさせていただきます。

資料1-3でございます。新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会協議経過と書かれたものでございます。1枚めくっていただいて、新市建設計画（まちづくり計画）財政計画検討資料、これがいわゆる財政シミュレーションでございます。

また1枚めくっていただいて、目次をご覧ください。この資料は、大きく分けて3項目からなっております。一つは、財政シミュレーション及び新市財政計画の考え方、二つ目として、各町単独の場合の財政見通し、三つ目として、財政シミュレーション及び新市財政計画でございます。これを順にご説明申し上げます。

まず、1点目の財政シミュレーション及び新市財政計画の考え方ですが、1ページをお開き下さい。財政シミュレーションの基本的考え方として、過去の財政実績をもとに、将来にわたって現在の経済情勢や地方財政制度などが大きく変わらないとして収支を予測するものです。したがって、経済情勢の変化や、国の財政に関わる政策の動向によっては、実際と大きな差が生じるという可能性もあるわけですが、合併しない場合と合併をした場合を比較するうえでは有効な手段であ

るといえます。

予測する期間としては、新市の発足を平成17年度と仮定し、合併前の3年間と、合併後、財政の特例措置が受けられる15年間、支援措置のなくなったその後の5年間の、計23年間となっております。すなわち、平成14年度から平成36年度の期間として設定をされております。

次に、財政シミュレーションの結果の評価についてですが、このシミュレーションでは、合併した場合、しない場合の比較に用いる指標として、累積収支を用いております。

累積収支は、各年度の単年度収支に、財政調整基金残高を加えたもので、単年度収支が赤字のときは財政調整基金を取崩し、単年度収支が黒字のときには財政調整基金に積立てるものとしております。この累積収支は、新たな施策を実施する場合に財源として充てられるものであり、この額が多いほど財政的なゆとりがあることを示しております。

次に、新市財政計画の基本的な考え方ですが、新市建設計画に位置づけられる事業、及び事務事業の調整結果を反映したものとしております。また、期間としては、新市建設計画と同じく、平成17年度から平成26年度までの10年間としております。

2ページをご覧ください。この図表は、財政シミュレーションと新市財政計画の作成までの流れを示しております。まず、基本方針及び推計方法を設定したうえで、各町と一部事務組合の今後の財政見通しの予測資料を作成いたしました。これが合併しない場合の各町の単独の財政見通しでございます。そして、表の右側になりますが、7町及び一部事務組合を合算して、これに合併に伴う影響、すなわち、合併特例措置や、合併によって生じる人件費・物件費の削減効果、また、福祉事務所の設置に伴う経費等を加味し、合併した場合の財政シミュレーションが作られております。これにより、合併した場合と合併しない場合の比較を行うものでございます。

そして更に、新市建設計画にのせられた事業との調整、その事業に

充てられる合併特例債、事務事業の調整結果を加味して、新市財政計画が作成をされております。

次に、2点目の各町単独の場合の財政見通しについてご説明申し上げます。3ページをお開き下さい。財政見通しを作成するにあたって、まず、前提条件が設定されております。基本的な考え方としては、普通会計の歳入歳出の総額ベースとして、歳入の基本的な項目については推計人口予測をもとに積算し、歳出の基本的な項目については行政改革等の経費削減にも十分配慮しつつ、各事業費を積み上げております。ただし、経常的な経費については、伸び率を0として積算されております。

この前提条件については、平成15年9月時点での見通しを基準とし、また、本年1月に示された国の地方財政計画などの必要な時点修正を加えたものでございます。各費目のうち主なものについてだけ説明させていただきます。まず、地方税ですが、制度改正は見込まず、伸び率を0として算定し、人口推移や開発計画等の特殊要因については考慮されております。地方交付税のうち普通交付税については、平成15年度を基準年次とし算定されております。交付税制度の見直しについては、将来的な交付税の削減割合など、その具体的な内容が示されておらず、想定が困難なことから、平成15年度の交付税額を基本として、平成16年度は地方財政計画に示された対前年度比マイナス6.5%基本に算定し、平成17年度以降は、各年度で対前年度よりマイナス1%としております。これにより、交付税額は平成36年度までの20年間でおよそ25%程度の減額となります。また、特別交付税についても、普通交付税と同様の算定がされております。次に、分担金及び負担金、使用料及び手数料については伸び率を0とし、国県支出金については基本的には伸び率を0とし、建設事業などの臨時的なものについては、歳出との調整を行い現制度での積算をしております。地方債については、それぞれの事業ごとに積み上げがされております。

次に、歳出の主な費目ですが、人件費については、各町の職員採用

計画や退職者予測の見込みをもとに、ベースアップを0とし、定期昇給については昇給率を適用して積算されております。扶助費については、過去5年間の伸び率をもとに積算されております。公債費については、既に借入れをされています起債についてはその償還計画に基づき、新たに借入れ予定のものについては、借入利率を1.8%として償還額が積算されております。積立金については、条例等で義務付けられているものを除き、積立ては行わないものとしております。

以上申し上げました前提条件に基づき、各町で財政見通しが作成されております。お手元の資料の5ページから19ページに記載されております。ここでは、各町ごとの全体の財政見通しとして、投資的経費、基金残高、単年度収支、累積収支をグラフで表しております。また、あわせて歳入歳出の主な費目について、同じくそれぞれグラフで表しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3点目の財政シミュレーション及び新市財政計画についてご説明申し上げます。

20ページをお開き下さい。

先ほどの7町それぞれの財政見通しに一部事務組合の財政見通しを合計し、更に合併に伴う影響額の調整を行い、財政シミュレーションを作成しております。

まず、前提条件ですが、基本的には先ほどご説明いたしましたものと同じではございますけれど、異なるものだけご説明させていただきます。地方税については、住民税の個人均等割額が現行では2千円ですが、市制になることに伴い、2千5百円となりますことから、その調整をしております。地方交付税のうち普通交付税については、合併年度を含む10年間は、7町が合併しなかったと仮定して、それぞれで算定される普通交付税の額が保障されますので、その合計額を、また、その後の5年間は、激変緩和措置として、段階的に縮減されることとなります。これがいわゆる合併算定替えと言われるもので、その調整がされております。合併後の16年が経過した後は、一つの市としての算定となります。

次に歳出ですが、人件費では、議会議員報酬の算定にあたり、合併後の法定議員数の34人として算出し、委員等の報酬については、平成14年度決算額の7分の1として算出されております。市長、助役、収入役、教育長の給与及び議会議員の報酬の額については、県下における人口規模類似団体となります。檜原市の金額を参考としております。また、一般職員の給与等の算出については、合併後、将来の職員の予測を、平成36年度までに類似団体の規模となるよう、新規採用職員の採用者数を基本的に各年度の退職者の3分の1とする人事計画を想定し、算出されております。物件費については、合併によりその削減が見込めますので、各町の積み上げ額に対し合併10年後に約2割の削減が図られるよう、毎年、2%ずつ削減し、算定されています。扶助費については、各町の積み上げ額に、市制になることにより必要となる生活保護費等の経費が加算されております。

次に、財政シミュレーションの結果についてご説明申し上げます。22ページをお開き下さい。上の表が新市の財政シミュレーションで、下の表が7町の財政見通しを単純に合計した財政見通しになっております。まず上段の新市財政シミュレーションですが、単年度収支、歳入歳出差引額は、平成23年度から27年度の間は若干の黒字となり、それ以外の年度では赤字となっております。一方、単年度収支に財政調整基金残高を加えた累積収支は、合併以降プラスで推移し、平成36年度の基金残高は53億円になると見込まれます。

下段の7町の単純合計、すなわち7町全体を一つとして考えた場合では、平成34年度まで赤字で推移するため、基金残高は減少を続け、平成36年度には財政調整基金は底をつき、他の基金も若干残るものの、累積収支はマイナスになると予測されます。

23ページは、新市における歳入歳出の主な費目ごとの推移をグラフで示しております。

次に、合併による歳入歳出の影響についてご説明申し上げます。資料の24ページから28ページに合併効果の内容をお示ししております。まず、24ページ、25ページですが、歳入にかかる国県からの

財政支援措置として、合併の推進にかかる国費や県費による支援とともに、普通交付税や特別交付税、合併特例債による措置について記載をしております。また、主な歳入である普通交付税の合併にともなう措置等については、26ページに記載されております。

普通交付税は、合併後15年間は特例措置として、この合併算定替えにより急激な減額にはならず、特に最初の10年間は現在の交付税額が保障されることとなります。さらに、市制移行による事務の移譲等により基準財政需要額が増加するため、新市では、合併後10年間で90億円、合併後15年間では12億円の歳入増となり、合併しない場合より交付税額は増額になると見込まれます。しかし、16年度経過後は特例措置が切れ一本算定により単純合計より需要額が少なくなるため、合併後20年間では単純合計より159億円少なくなると見込まれています。

次に、27ページから28ページで、歳出の影響をお示ししております。まず、人件費では、特別職の給与等は合併により7町単独の単純合計より、年間2億7,700万円の減額となり、議会議員の報酬では、議員定数を法定の34人として年間1億4,200万円の減額、委員報酬では年間1億2,000万円の減額になると想定されます。また、一般職員の給与等については、一部事務組合職員も含めて、平成36年度に類似団体の職員数規模である980人まで削減するという計画により、最終年度である平成36年度での比較では年額34億3,700万円の削減になると想定されます。また、特別職の退職金は、合併後20年間で10億1,600万円の減が見込まれます。

物件費では、合併後10年間で2割削減することを想定し、平成26年度の比較で、年間11億8,600万円が削減されると想定しております。

続きまして、資料の29ページから32ページにより、新市建設計画における財政計画の収支予測結果についてご説明申し上げます。

財政計画の作成にあたっては、先ほどの財政シミュレーションに、資料の29ページから30ページに記載しております、基金の造成や

新市における特色ある事業など想定される事業費、また、これらにかかる合併特例債の予定額を組み入れ、収支予測を行ったものであります。

31ページをご覧ください。財政計画の収支予測結果について、投資的経費、基金残高、単年度収支、累積収支の推移をグラフでお示しております。新市での基金残高は、7町のもつ基金の合計残高125億円を、新市の基金とするものでありますが、合併後10年間は地方交付税の特例措置などの影響で、基金残高は微増又は微減の傾向となります。しかし、合併後16年度以降は、地方交付税の特例措置が切れ、歳入が減になりますことから、基金残高は大きく減少を続け、合併後20年後の平成36年度では基金残高も45億円になると見込まれます。

また、合併後11年度以降、すなわち平成27年度以降の投資的経費については、合併後10年間に比べ計上額が少なくなっているため、将来、この経費の増額によっては、更に基金残高が減少することが想定され、合併によっても厳しい財政状況が続くものと考えられます。

最後に33ページですが、新市での合併後10年間の財政計画収支表が示されております。合併特例債を充当する事業については、新市における特色ある事業で列記した事業とともに、この他、充当できる事業について県との協議が必要でありますので、今後、その協議結果に基づき新市財政計画の調整がされることにならうかと思えます。

以上、簡単ではございますが、財政シミュレーションのご説明とさせていただきます。

それでは、この6月10日に、斑鳩町中央公民館におきまして開催されました、第13回合併協議会について、ご報告申し上げます。資料2-1をご覧くださいと思います。

まず始めに、報告事項でございますが、合併協議会の平成15年度の事業報告及び決算報告がされ、承認されております。また、決算にともない平成16年補正予算（第1号）について報告があり、これについても承認をされたところです。

続きまして、継続協議となっておりました協議第44号公共的団体等の取扱いについてでございます。資料2-1の12ページからでございます。13ページから16ページは、前回の協議会での委員からの意見を踏まえ、追加資料が出されております。13ページをご覧ください。7町土地開発公社の平成4年度から平成15年度までの、土地保有高、保有面積、借入金の推移を年度別に一覧表として整理をされております。7町全体では、平成6年度をピークに、各町で土地保有高の縮減に取り組まれた結果、平成15年度の保有高は、平成6年度時の約60%となっております。14ページでは平成14年度及び15年度の保有残高を保有期間で区分したものでございます。15ページには平成4年度から15年度までの各町の推移の状況を文書にまとめたものでございます。16ページをお開き下さい。平成15年度決算見込みでは、5年以上保有している土地の残高は、7町合計で約150億円となり、全土地保有高約180億円の約84%を占めております。このような経営状況は、今後の7町及び新市の行財政運営に大きな影響を及ぼす恐れがあり、これまでの経営改善努力の経過を踏まえつつ、新たな経営方針を明確にしてなお一層の経営改善に向けて努力する必要があることから、経営改善の取組み骨子案が提案されたものでございます。

この協定項目については、委員から「合併までに保有残高を大幅に解消できるものでない。保有残高の多い所、少ない所を新市の事業計画にリンクして考え、保有地の残っている地域については、辛抱するものは辛抱するというのが筋。」というご意見がございました。これに対しては、岡井会長より「これは土地開発公社だけの問題でなく、すべての問題に含まれる。土地開発公社だけをあげるのはどうか。そういう認識のなかで新市において取り組むのが良い。」との回答がございました。また、このことについて、他の委員より「土地開発公社だけの問題でもなく、起債だけでもそういうことが当然でてくる。全般を見渡すなかでお互いに理解もできるような方向でやっていただきたい。」との意見もございました。この公共的団体等の取扱いについ

では、原案どおり確認をされたところでございます。

次に、同じく継続審議となっておりました協議第46号新市の名称についてでございます。資料の18ページをお開き下さい。新市の名称候補5作品のなかから投票により新市の名称を決定することとされ、20ページから23ページに記載されております投票方法により、投票が実施されました。まず第1回投票では、出席委員42人により、委員お一人1作品の投票を行ったところ、有効投票42票で、候補別では、西和市25票、西大和市2票、法隆寺市13票、西奈良市2票、やわらぎ市0票となり、いずれも出席委員の3分の2以上を獲得した名称が無く、上位2位による決選投票が行われました。その結果は、有効投票42票で、西和市30票、法隆寺市12票となり、新市の名称を西和市とすることが決定されました。

次に、同じく継続協議となっておりました協議第47号町名、字名の取扱いについてですが、23ページをご覧ください。町名、字名の取扱いについては、先ほどご報告いたしましたように、第12回の協議会において「現在の7町の町名を新市の町名として残さない」という提案がされましたが、今回、「新市の町名については、7町の現在の町名（自治体名）を使用する」という修正案が提案されております。

委員からは、「旧町名を入れると元の何々郡何々町と同じになるので削除した方が良い」、また、「合併するのであるから、新市として一体性をもたせる。また、住所はいろいろな所で書かなければならないのでシンプルなほうが良い」という意見がございました。これに対し、他の委員からは、「この問題については、新市の名称を決める時から色々あった問題。旧町名を愛着と誇りのなかで住民が意気に感じて持つておられるものを残すべき。むしろ、市になるから住居表示を早くして、後の番地を整理する方が良い」、また、「小委員会において、市の名前に旧町名を使わない。その代わり旧町名を残す方法がある、そういう議論をした、何のための小委員会をしたのかということになる。」などの意見がありました。この項目につきましては、委員の意見を踏まえ、引き続き継続協議とされたところでございます。

次に、資料の26ページ、協議第48号事務組織及び機構の取扱いについてでございます。これにつきましては、委員からは「総合支所について、組織図に示された案が、暫定的なものか、恒久的なものか。また、職員数を20年後に類似団体の980人と推計しているが、この組織の取扱いによっては職員数が変わる。そういう意味から具体的に組織体制を定め、それに伴う職員数を整理し、それにより人件費の削減効果を示すほうが住民の理解を得やすい」との意見が出されました。これに対し事務局からは、「組織図は、新市発足時の事務組織・機構の素案として出している。協議会において調整方針が確認されれば、協議会の経過を踏まえ、組織機構や具体的な事務分掌について検討したい。」とのことであります。この事務組織及び機構の取扱いについては、原案どおり確認をされたところでございます。

次に、協議第49号使用料、手数料等の取扱いについてですが、委員からは特にご意見、ご質問もなく、原案どおり確認されたところでございます。

次に、協議第50号新市建設計画（まちづくり計画）についてですが、委員から「市町村への権限移譲が市町村の事務事業が拡大するとする一方、事務執行、サービスの提供が明確でなく、職員数の目標数字だけが示されている。また、財政計画は健全な財政運営に努め、地方交付税等の依存財源を過大に見積もらないとしているが、財政シミュレーションをみると、特別交付税を過大見積りしていないか、そのへんの整合性はどうか」とのご質問があり、事務局から「職員数については、合併後20年後に類団数の980人を目標に、住民サービス低下につながらないよう、毎年、退職者の3分の1ずつ採用する計画であり、合併した場合、総務企画部門など、現在の7町の単純な職員数の合計より縮減を図ることは可能である。そういう職員を他の業務で住民サービスの低下にならないよう、適正な人事管理がされると思う。特別交付税の見方については、各町の単独の場合の財政見直しをもとに、それぞれの合併等の影響を加味したもの。特別交付税は、通常でない特別な需要について包括的に国から交付されるもので、合併

した場合でも、直ちに類似団体の数字にまで縮減されるとは考えにくい。各町の特殊な事情は、合併したとしても、そういう事情は続くという想定のもとに算定した」との回答がされております。また、他の委員から「合併すると交付税は20年間で159億円の減収となる。これは、合併による交付税の削減効果と見れる一方、地方の住民や事業者にとって、国から地域に交付される収入が明確に減り、地域経済にもマイナス影響が生じる懸念がある。また、財政シミュレーションの結果では、合併10年後の平成27年度を境に基金の取崩しと、累積収支は年々減少している。平成36年度では、基金残高は53億円となり、累積収支もぎりぎり推移し、新市の財政も破綻するのではという不安がある」との意見があり、事務局より「合併後20年間で交付税の歳入減を159億円と予測しているが、人件費、物件費などの歳出も同時に削減が図られている。また、新市の財政見通しとしては、現在の各7町も厳しい財政状況にあるが、少子高齢化、人口の減少や国の財政制度改革が見込まれるなかで、合併した場合でも大変厳しい状況が想定される。現在行っている経費削減努力は、合併後も必要である」との回答がございました。この新市建設計画（まちづくり計画）については、原案どおり確認をされております。

続きまして新規に提案をされました協議事項についてご説明申し上げます。

資料29ページをお開き下さい。協議第51号新市の事務所の位置についてでございます。

1としまして、新市の事務所（本庁舎）の位置は、北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号（現王寺町役場）とする。2. 斑鳩町の現在の庁舎を本庁機能の一部及び総合支所機能を有する分庁舎とする。なお、複数の分庁舎が必要となった場合、平群町・三郷町・安堵町・上牧町及び河合町の現在の庁舎のいずれかを分庁舎とする。3. 平群町・三郷町・安堵町・上牧町及び河合町の現在の庁舎は、総合支所機能を有する支所とする。4. 新庁舎の建設については、新市において検討する。新市の名称・事務所の位置検討小委員会での審議結果を踏まえ、以上の提

案がされたところでございます。

この協議項目につきましては、委員からのご質問もなく、継続協議とされたところでございます。

次に、協議第52号地域審議会の設置の取扱いについて、ご説明させていただきます。会議資料の31ページをご覧くださいと思います。

地域審議会の設置の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、新市において合併前の7町の区域ごとに地域審議会を設置する。当該地域審議会の組織及び運営に関する必要な事項については、別添「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。以上の提案が出されております。

地域審議会は、合併することによる行政区域の拡大により、地域住民の意見や要望が施策に反映されにくくなるとの懸念もあるといわれておりますことから、合併特例法の規定により、合併関係市町村の協議により、期間を定め、合併前の市町村の区域ごとに地域審議会が設置することができることとされております。地域審議会は、地方自治法にいう付属機関であり、条例により設けることが原則ですが、合併前に新市の条例を制定することができないことから、7町の協議により定めることとされております。また、この協議については、7町の議会の議決が必要となりますので、配置分合、財産処分などの合併関係議案と合わせて議会の議決をとることとなります。

32ページをお開き下さい。地域審議会の設置に関する協議でございます。まず、第1条で7町の区域ごとに地域審議会を置くこととしております。設置期間については合併後から10年間でございます。所掌事務は、第3条第1項の各号に定める事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申することとされております。また、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができるとしております。次に、組織でございますが、委員15人以内で組織し、委員は当該区域内の住民で、各号に掲げる者から市長が任命するとしており

ます。委員の任期につきましては、2年でございます。

委員からは、この度の合併関連三法との関わりについてご質問があり、事務局より「合併特例区、地域自治組織の設置も可能ではあるが、広域的な合併がこの制度の趣旨であり、7町の場合、面積も比較的小さく、合併特例区、地域自治組織は必要ないと考える。新市においては、新市建設計画の確実な推進とまちづくりに関わって地域住民の声を市政に反映させるため、また、新市建設計画において、住民参加を施策の柱の一つとして位置づけていることから、地域審議会の設置をしたい。」との回答がございました。この他、「住民の意見を受入れる制度、住民と地域審議会との関係について考えられたい」との意見もございました。

この地域審議会の設置の取扱いについては、継続協議とされたところでございます。

以上が第13回協議会の内容でございますが、資料3をご覧くださいと思います。これまでの協定項目について、平成16年6月10日現在で一覧表にまとめさせていただきました。次回の協議会では、未提案であります2の合併の期日、6の議会の議員の定数及び任期の取扱い、7の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、10の特別職の身分の取扱いについて提案される予定であると聞いております。

以上簡単ではございますが、第13回合併協議会の審議等概要のご報告とさせていただきます。

委員長

報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたら、お受けしてまいりたいと思います。

協力をお願いしたいのですが、ページ数と資料番号をいただくよう協力をお願いしたいと思います。

里川委員

まずひとつには、最後にご説明のあった資料2-1の地域審議会の設置の取扱いですね、31ページにあります。合併特例法改正の中で合併特例区のことにも触れていただいたわけですが、そもそも地

域審議会につきましても、いわば市長の諮問機関というような形であって、それほど地域審議会が持つ力というのは、もともとそう、行政に直接反映できるものではないという風に、私自身は認識をしてきているわけですが、この地域審議会と改正の法にうたわれている合併特例区との違いというものについて、担当の方からの説明を求めておきたいという風に思います。

企画財政課長　今回の合併特例法によります、特例区、それと、地域審議会の違いについてでございます。先ほどもご説明申し上げましたが、合併特例区の考え方といたしましては、行政から離れて、自治区単位での、一部地方自治といいますか、そういう方策を認めた方が良いという、効果的であるということが想定されているものでございます。言い換えますと、広域的な合併、いわゆる非常に面積の広い地域での合併を想定したものであるというふうに感じてございます。そういったことから、地域審議会も同じ様な内容でございますけれども、今回の合併特例区を設置するよりも、地域審議会の方がいいということで。合併特例区を設けるということは行政組織の二重化になるような側面もございます。そういった中で、面積が広い地域ですと、そういったこともやむを得ないのかなと考えますが、今回の7町のように、非常に面積の小さい、市街化区域が非常に接近しているというなかでは、地域審議会の方が適切であろうというふうに思っております。

里川委員　協議会の方の事務局、そして、斑鳩町の担当課の方も、そういうご判断であるというふうに、私は認識をさせていただいております。

それと、資料1-3で新市建設計画の小委員会の協議経過ということで、財政シミュレーションについても担当課からご説明いただいたんですが、前々から心配しておりました、新市が建設されたときに、今各町で使っている電算システムが全然ばらばらであると、この中で電算システムを構築して、統一化していくについては、かなり、何十億という単位の費用が必要ではないのかなということ、以前から申し

上げていたと思うのですが、その点についてのシミュレーションがされてないのではないかと、そこらあたりは、どこへどう入っていくのか。小さい金額ではないんです。だから、ここはどういう風にシミュレーションの中で入れるのかということは大きな問題だと思ってるんです。1億、2億の問題ではなくて、何十億が掛かるのではという風に思ってますので、ここについて、どんな風にお考えになっているかということと、それと、財政シミュレーションに沿っていえば、物件費の考え方なんです。毎年2%の節減ということで、資料1-3の中で考え方として示されておりますね。ところが、物件費のうち、職員が減ってくるから、物件費も減るんだという、イコールみたいな考え方になってますが、逆に今いったような、電算システムなどの外部委託、事務の外部委託、それとか、職員を減らすことによる臨時職員の採用など、こういったものが今後も物件費の中で付いてくるのではないかと。斑鳩町の財政自身を考えたときにでも、以前にも監査委員さんから指摘されているように、職員減らしました、減らしました言っているが、逆に臨時職員の採用が結構多くなっていて、物件費の方で上がっているのと違うかという指摘も、監査委員さんの方からもあったと思っておりますが、いまこのシミュレーションする中においても、そういった見方が出来るのではないかなという風には思っているんですが、そのところが、このシミュレーションの考え方の中で、間違いがないのかどうか、ということももう一度確認をしておきたいという風に思います。

企画財政
課長

1点目の電算システムの関係でございます。財政シミュレーションの中では新規に発生いたします経費については見込んでいると書いてございます。そういう意味から、入っているとは思っておりますが、これにつきましては後程確認をさせていただきたいと思っております。ただ、電算システムの統合により、新たな経費が発生するというところでございますが、こういった経費につきましては、合併の特例により補助金が新たに交付されるものでございます。そういった経費に対しまして、

交付税の措置をされるものでございます。そういう意味から申し上げますと、過大な積算をした方が問題があると思いますが、通常必要なものについては、そういう形での財政措置がされるというふうに考えております。

2点目の物件費の関係でございます。職員数の加減の中でのご質問をされているかと思いますが、合併をすることによって、総務企画部門といいますか、これらについては縮小が図れると思っています。現在、7町でやっています総務企画事務につきましては、それぞれ7町同じ事をしているわけでございます。そういったことで、新市になりますとそれらの人数が十分削減されていくという風に思っています。そういった意味合いの中で、合併直後は、ある意味では余剰人員といえますか、そういった人員も出てこようかと思しますので、そういった人事単位の適正な配置ということも、協議会の方では言われているところでございます。

里川委員

担当の方の考え方を、取り敢えずお聞かせをいただきましたが、ついと言ったら申し訳ないですが、庁舎の方式はおっしゃられたんですが、職員の配置の考え方については示されていないと思うのですが、総合支所方式を採られたときに、例えば斑鳩分庁舎か、そうしたら元々斑鳩の職員については分庁舎に残して、余剰人員を本庁舎の方へ持っていくというのが基本的な考え方になっているのか、というところが、ちょっと分かりにくいのですが、職員の配置の考え方について説明がなかったと思うので、そこのところを1点、示されているのかどうか、確認をしておきたいということと。

それと使用料、手数料の問題がありました。協議会資料の2-1になってました。手数料・使用料の中で、気になったのが、町内と町外で徴収金額が違うというところ、それと町によって使用料が無料と、住民に対して無料で貸しているとかという施設が公民館レベルなんかで、違いがある訳です。だから公民館以外の施設なら、それぞれと言うことも考えられると思うんですが、一応、公民館という形をした場

合に徴収する方式が違うと、この中では当面、現行通りと言われてますけど、非常に無理があるのではないかと、今、説明を聞いたら委員さんからご意見なかったということだったんですけど、私自身は凄くその点については引っ掛かってきてたので、この項目についてはどうなのかというのを見てたんですけど、町内、町外で徴収金額違うところとか、その入場料徴する、徴しないとか、それは公民館ではないですが、文化会館ですが、それらについてもそれぞれの町が条例で行ってきたもの、そのままやっていくんだという考え方なのかどうか、非常にそうだったら無理があるんじゃないのかなという気がしているんですけど、そのこともお尋ねしておきたいなと思うんですけど。

企画財政
課長

1点目の職員の配置の考え方でございます。これにつきましては、組織、機構の取扱いについてご提案をされているところでございますが、これらの基本的な考え方が示されている段階でございます。そういった基本的な考え方を協議会においてご確認をいただくと、その中でそれに基づいて、組織、機構についてを、詳細について、事務担当者レベルといたしますか、分科会、専門部会の方で、検討し、協議をしていくと、その中で組織、機構、或いは事務分掌について検討していく。また、それに対する人事、配置について検討されていくということになろうと思います。

2点目の使用料・手数料の関係でございます。公民館等の施設で町内、町外の使用料が有料といたしますか、或いは無料ということについてでございます。

新市になりますと、公共施設の利用料金というのは、市民が全く同じ料金でなければならない。市民は誰でもが利用できるものであるというのが、基本的な考え方になると思います。そういう意味では、合併時まで、そういったことの調整を図っていただくものという風に思っております。

里川委員

当面現行通りというような表現がなされていたという風に思うので

すが、公共施設の使用料の関係については、もう少し整理する必要があるという、これは意見として、担当の方にも申し上げておきたいという風に思います。

それと住民説明会のことは、この委員会でも非常に、委員皆さんご心配なられて、いろんな意見が出てたと思うのですが、率直にお尋ねしたいと思うのですが、住民説明会で住民の方に示される資料なんです、それにつきましては、今の段階で、だいぶ近づいてきておりますし、この新市建設計画もできてますし、財政シミュレーションもされておりますけど、実際、住民説明会、協議会としてどの資料を出されるのか、そして町独自では資料を出すことが出来るのかというところについても、再度確認をさせていただきたいと思います。

企画財政
課長

住民説明会の資料ということでございます。現在、基本的な部分、財政シミュレーションでございますとか、協定項目、そういったものにつきましては合併協議会の事務局の方で統一した資料を提出するという風に考えてございます。そういったことで、現在事務局の方で、先進地の説明会に用いた資料等、取り寄せまして、研究をしているところでございます。

また、それらの資料が整った段階で斑鳩町としての資料の追加が必要かどうか、或いはまた、住民さんが必要とされています資料等、必要と思われるものを合わせて検討していきたいと思っております。

里川委員

一番重要なのが財政シミュレーションの、合併した場合、しない場合という問題が大きいというふうに私も感じておりますので、そのところは担当の方も気をつけて、いっていただきたいし、統一資料作っていただく、ご努力いただいているとは思いますが、その統一資料の中にそういったものが含まれていくべきであろうというふうには思いますけれども、そういう統一資料が不十分であると判断したときには、各町で独自に作れるのかどうか、住民の要望に応えた資料が出せるのかどうか、というところについても、更に、より住民が解りや

すい資料を提供するという姿勢にたって、斑鳩町として取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

三木委員 資料2-1、13回協議会の件ですが、先ほど藤原課長の方からも新市の名称についてご説明いただきました。私も当日出ておりましたが、この件について、前回の12回の際に法定協の方から旧町名は使わないという話がでて、各委員の方々から、そういう話ではなかったんじゃないか、というようなことになり、三郷町の秋田議長代行が取りまとめとして、これについては旧町名を使うということで、継続として次の法定協に掛けるということで、この13回の法定協に挙がってきて、23ページにあるように、新市の町名については7町の現在の町名、自治体名を使用するというので、挙がってきたわけです。これで挙がってきて、説明があったんですが、新市の名称の西和市が決まった後、上牧の町長さん、上牧の議長さんと、旧町名は使わない方がいいのではないか、という意見がございました。その後、秋田町長さんからも、個人的なという見解で、三郷町も町名は使わない方がいいのではないか、という意見がございました。これが出た後、やはり各委員の方々からおかしいんじゃないか、という様々な意見がでました。これは、新市の名称策定小委員会でも、下村委員長が新市の名前を旧町名は使わないと、その代わり町名を残すということでの経緯があるわけです。それが今回、また、3人の方々から旧町名は使わないという意見が出たわけで、そうしますと、斑鳩町という名前も、もし使わない場合は、斑鳩町という名前も当然なくなっていく訳です。そういうことで、町名の件につきましては斑鳩町として、統一見解を出すべきじゃないかなと。そして、これも継続審議になりました。来月の14回の法定協議会で、この件も出てくるわけです。そういう意味では、斑鳩町としての見解をきちっと出しておきべきではないかなと思っております。やはりこれについては、新市の名称の時に、公募

しているわけです。その時に旧町名を使わないということで、7町の在住者と7町の勤務されている方ということで、公募されて7町の名前を使わないで、全国からじゃなく、7町から公募したという経緯もあるわけです。そういうことから考えると、その公募して来られた町民の方々にどういう説明をしなければならないのか。

それと、32ページの地域審議会の設置に関する協議ということについても、これによりますと、合併前に7町の各区域毎に当該区域を対象とする地域審議会を置くということも、今回の13回の議題に挙がって、多分継続になったと思うんです。次の時にあげられるということです。そうしますと、7町はということで、ここで審議会のこともうたっているわけです。うたっているにも係わらず、町名がなくなるとなったら、この審議会どうなるんだという問題もでてくるわけです。そういうことを含めまして、町名については、この委員会、それと、斑鳩町としての統一見解を私は出すべきではないのかなという風に思っております。

それについて、私も毎回出ておりますし、出来ましたら新市の名称策定小委員会のメンバーでもある、また3号委員として毎回出ておられる小野委員がいらっしゃるわけで、私の説明では説明不足なところがありますので、その辺のところを事情を良く知っている小野委員からもう少し皆さんにご理解できる説明をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小野委員 三木委員からのそういう話で私から説明、意見をということですが、出来ましたら、2号委員さんから先に言ってもらくなり、事務局から言ってもらって、その後から話させてもらいたいと思います。

助 役 三木委員が傍聴されて、審議の内容について報告されたとおりであります。当初から、各町名を、新市の募集時においても旧町名を、除外することなく使うということを主張してたわけです。しかし、結論として、各町名が除外し、募集されるという経緯がございます。そこ

で、小野委員もこの委員会において、新市の名前に現在の町名を付けるのではなく、その後に町名として残るということは、非常に考えによっては良いのではないかと。当然残ってくるというような説明をされて、私も、そこでそういう事であるということの認識を致したところでございます。そして、合併協の協議の中で小委員会において、現在の町名、自治体名です、これを新市の後に付けるということで、審議されて、そして、委員長からそういう事についての報告をされた。そして、12回の合併協の時でも、事務局は新市の後に各自治体名という提案をされたが、小野委員も含めての意見の中で、それは小委員会での意見と違うじゃないかということで、入れるということになったわけでございます。そういうことで、この13回において新市の後に、それぞれの自治体名が入るということで、提案をされたわけでございますが、それによって先ほど申し上げましたように、1号委員からそれを除外すべきだというような意見が出ています。

斑鳩町として、私は、やはりそういう流れで来ていますから、当然、各自治体のいわゆる、斑鳩町自体の名前を残してほしいという。あくまでも、新市は西和市。その西和市の後に、斑鳩ということを残していただきたいということが、私の考え方なんです。

この委員会においても、そういうことでの報告も、また考え方も述べておいたわけでございますので、次の委員会においても、これまでの経緯を含めて意見として私も述べていきたいと考えています。

ただし、それを抜くとすれば、例えば、西和市になったということから、これは変えることは出来ませんから、私も法隆寺という市が30対12で負けた経緯がございますけれども、これは残念ですが、けれども、民主的なやり方で決められた以上は、西和市を尊重していかなければならないと考えていますし、その後に付く、斑鳩というものの町名をつくることに、これから努力して参りたいと思っています。

これを機に西和市、斑鳩町が仮に、旧自治体名を抜くとしたら、西和市法隆寺西3丁目になるわけですね。西和市龍田何丁目。斑鳩というのがどこにも出てこないということでございますから、そういう事

がおこらないよう出来るだけ残していただけるように、我々としては努力をしてまいりたいと考えております。

小野委員 助役さんの意見と全く同じなんです。この件につきましては、当日上牧町の委員さんから、ああいう発言があり驚いていたわけなんです。皆さんにお配りしてある第12号にはこの事については、きちっと載っておるんです。協議第47号では町名・字名の取扱いについてということで、先ほど担当から説明があったとおり、第12回の時に提案されました。この資料を配布いただいたときにも、はっきり申し上げて、何やふざけているなど、なんで事務局がこういう事を出してくるんやということで、私は一部の者で連絡を取り合っている者は、それはおかしいということでやり直しさせるということで、確認できていた。その中で、当然上牧町の委員さんもおられたんですが、その時に上牧町の委員さん、どうしても斑鳩町という名前が必要ですかという事を聞かれて、何を今さら言っているんだということで、前回、出されたときにも、この町名を使わなかったら緑が丘についてはということで、字名については、大字を削除し、現行のとおりとする。なお、平群町緑が丘、上牧町緑が丘については、当該地域の意向を尊重し、合併時まで調整すると。そうしたら、町名さえ残したら、そんなこと考えること要らないし。その中で、資料を読ませていただいたら、どうも参考事例として、当時からの流れとしての、町名を残すということやうたっているのが、提案の中にもあるし、幹事会のメンバーでもそれとなく聞いております。幹事会でもいろいろ迷っているということも聞いたし、これは簡単に差し替えしてくれるんやろ、ということで、この丁度、合併協議会だよりも、私が質問しているのが、要約してもらって、質問と言うことで、今の町名を残すために新市名の募集に敢えて、制限を加えた。そのことによって協議会が一時紛糾したこともある。それから、協議会の流れ、住民への周知をしているということで、今回提案された調整方針案ではなく、参考事例にあるように、7町の町名を使うよう提案していただきたい、ということ

で、複数の委員さんからも同じ様な意見が出て、代行と言うようなことおっしゃいましたが、丁度議長である岡井町長が所用のため、この案件の前に退席してましたので、副会長の秋田町長が議長席についておられまして、秋田議長から、7町の町名を使わないという状況を捨てた経緯もあることから、参考資料として挙げられている案、7町の町名、いわゆる町名として使うように次回に提案しますと。

この様に、当然、住民にも周知している。だから、それで挙がって来ている案に対して、法定協の委員として、そこで異議を申し立てるのは全く、民主的でもないし、何を今まで議論したんだと言うことで、憤慨しておりました。ただ、その時に、継続と言うこともうたっていた人もいますし、これに異議を申し上げた委員さんは、継続にしないで採決というようにも出たし、あの時に採決すれば、このまま町名を残して行けたのかも、どうなのかなという、今は思っているんですが、やはり、継続になっていますから、是非とも皆さんからも私らに、向こうに出向いております、議長も、私も行ってますし、当然、次の時に採決でやって行くんだと、私は認識してますし、採決の場合は、3分の2ということで、過半数では解決しませんので、斑鳩の議員さん、全て町名を残すということで、私らにも力を与えていただいて、頑張りたいと思います。以上です。

三木委員 助役さん、小野委員からも、町名を残すという見解で、これで統一見解ができたのではないかなと思っておりますので、委員長の方からこれについても一度纏めていただきたいと思います。

木澤委員 先ほど、住民説明会について資料の提供について質問があったんですが、いよいよ住民説明会が始まっていくということで、実際に具体的にどういう方向でといいますか、回数なんかは、具体的に今の段階でもう決まっているのか、そうか、まだ決まってないんでしたら、いつになったら住民に周知されるのか、住民の方からもいろいろ、いつどういう形で行われるのか、という不安の声が上がっていますので、

ご確認させていただきたいのですが。

助 役

一般質問にも出ているわけですが、町としての考えは、9月頃から予定しているという見解を述べております。あと、7月、8月と2回、合併協議会が開催されます。そういう状態の中で、どのような形で住民説明会を開いていくか、また、何回開くかということは、やはり、他の町村を含めて、協議して決めていきたいと思っております。

ただ、それぞれの市町村によって考え方が違いますから、斑鳩町は斑鳩町独自のやり方である場合もございますし、その辺は決めておりませんので、説明方針が決まってきたならば、また議員さんにも報告して、ご了解を得るということにしていきたいと思っております。

まだ、はっきりとした日程、回数は決まっていないということで、ご理解願いたいと思っております。

木澤委員

助役さんから答弁いただきましたけども、以前にも声があったかもしれませんが、住民説明会のおり、説明を聞いた住民さんからの意見というのは、出た場合に、その意見も新市の調整方法として検討いただけるように、その事についても住民説明会の折りには組み込んでいただきますように、要望しておきます。

森河委員

私も1年余り、合併協議会へ行かせていただきました。その中で物を言ってきただけです。しかし、今後、我々も考えていかなんだろうという認識持っております。まず、私、理事者の方をお願いと、やはり、議員に合わすんじゃなく、町長方針、そして、助役方針、そういうものが住民発議の中でやっていくのが本来の、現在の筋なんです。理事者発言で、この合併というもの、捉えられてきたんじゃなく、住民発議を我々は受けてたつたということでもありますので、ここで今も言うように、これ、例えば投票条例やったかて、これ1,000万です。結局、補正予算組んで、大体、600万です。損得は、よく私は言われますけども、人件費削減よりも、いろいろな面において、昨年

いっているけども、しかしながら、最終的なメリットがあるか、ないかということ、まず、私は決めてほしいと思う。あかんものなら、理事者としてはあかんなら、あかんという方面を決めてもらいたい。そして我々も、今も言いますように、時間の大切さを、合併特別委員会作って、研究会ですわ。この中で、委員長にお願いもしておきたいけど、はっきりもう、私は、斑鳩町として、議員としての、合併するのか、しないのかという、それも私取ってほしいなと思うんです。ただ、理事者に任して、理事者がどうするんや、こうするんやなくして、我々自体がやって行くんだから。我々個人の問題ですので、やはり、我々も、議会としても、これで行くんだというものを持っていて、一貫性を持ってもらって、住民にいろいろ説明尋ねられたら、ばらばらなんです。そういう点で、私はこの研究会のこういうものも、一貫性を持ってやっていくということでやっていきたいなと思います。また、例えば、合併止めやと、これ率直な意見ですよ。これ、理事者が言われるのか、それとも、のらりくらりとやって行かれるのか、その点だけ、はっきりしてほしいと思う。助役さんひとつ。

助 役

ちょっと難しい質問でございます。

今、7町の合併協の中で、合併についての多くの議論を行いながら、続けていると。あと、7月、8月、2回で、ほぼ協議会は終了するだろうと、この様に思います。そういう中で、今、木澤委員がおっしゃったように、纏まった資料が出ることになります。その資料をもって、住民に説明をしていくということがこれからの作業になるのではないかと考えています。

こうして住民発議によって設置された7町の合併協議会でございますから、やはりそれを尊重しながら、進めていかなければならないというのが我々の考えでございます。今、議員提案されている、いわゆる住民投票条例の制定に伴い、その実施によって、住民の意見を問う事もひとつの方法であろうし、その中で、住民がどういう判断をされるかということも必要であろうと思います。

今、森河委員がおっしゃいますように、この住民投票をしたことによって、いろいろな費用が嵩むというのは事実でございます。やはり、これは賛否両論がある中での問題でございますから、やはり、なるべくそうした方法で、また、議会の方では合併協の設立において、賛否両論があった中では、何かの方法で住民の意思を問うということが必要であるということも言われておりますから、そういうことを含めて、住民投票をする。流れとしてはそういう形で進めるべきであろうと、この様に私は思っております。

森河委員　そこなんです。理事者がね、議会がね、横向けば、実際、理事者もそれに付いてくるか判らないが、理事者の7町の中でもいろいろな賛否両論あるわけです。だから、斑鳩町としての独自な方法で、とれるはずなんです。リーダーシップとってきたらいいんです。そして、今も言うように、我々も、やはり委員長、その点お願いして、理事者任せじゃなく、我々としても、議会はこうあるべきだというものを出して行きたいなというように思っている。なぜ、7町なったから、7町一緒に合わすんじゃないんです。この点で再度、まあまあ、尊重するのはよく判ります。我々でも、やっぱり尊重してますよ。お忙しいのに、こないして出てもらって、いろいろやっていただいているということは、そういう点で、私、2足の草鞋履くのいやなんです。あかんものならあかん、いいもんならいいというぐらいの気持ち、なっていくべきです。ここまで来れば。こんだけ1年余りやっているんですよ。議会の、出来たら、方針も打ち出していただいて、議会が賛成やったら、賛成に、諸手を挙げて、賛成すりゃいいんです。そういう点で、助役さん、これはもう、きついことしかないけども、やはり、再度もう一遍、（「議事進行してください。時間ないです。」と小野委員述べ。）何を言うてはんの。人のこと言うな。自分のこと言いやがって。

委員長　ちょっと待ってください。休憩いたします。

(午後 3 時 0 8 分 休憩)

(午後 3 時 1 2 分 再開)

委員長

再開いたします。

休憩前に森河委員からの発言でございますが、今現在の時点で、助役さんにしろ、各委員さんにしろ、直ぐに結論だせというのは無理な話だと思いますので、ひとつ委員長に預けていただきたいと思いますので、よろしくご了解をお願いしたいと思います。

それともう 1 点、休憩中にお願いいたしました三木委員からの発言で、助役さんの方からも、また、小野委員の方からも、やはり町名を残す方向でというご意見も出ておりますので、今後、また協議会で最善の努力をしてもらう。その為には、私は斑鳩町から出ておられる 1 号から 4 号委員に 1 回集まってもらって、意見の交換ぐらいしてもらって、町の考え方、また、後の委員さんの考え方をできましたら纏めていただいて、一致して協議会に要望していただきたい、斯様に思いますので、委員会としてお願いを申し上げておきます。

他にございませんね。ないようでございましたら、(1)、(2)の合併協議会の報告についてを終わります。午後 3 時 2 5 分まで休憩いたします。

(午後 3 時 1 3 分 休憩)

(午後 3 時 2 6 分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、(3)斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例についてを議題と致します。

本案につきましては、先の特別委員会におきまして、小委員会案での内容検討をお願いいたしておりましたので、条例案につきまして、委員のご意見をお聞きいたしたいと思います。

質疑、意見のある方はお願いいたします。

嶋田委員 私もいろいろ勉強したりしましたけども、第5条に関しては執行権に係わることでありますので、日本国籍を有する20歳以上のものが資格があると、そのような形でお願いしたいと思います。

ちなみに、守口市の住民投票条例なんですけど、それにも、守口市の議会の議員及び長の選挙権を有するものと、この様になっております。これは、私の言っているようにやはり執行権に係わることであるので、この様な資格ということに決まっているんであろうと推測しております。

里川委員 私も小委員会の中でもいろいろ発言してきた経過があつて、申し訳ないんですが、私は住民投票というのは、一般の議員や首長を選出するものと、また違う意味があるという風に考えております。

やはり、斑鳩町にお住まいで、自治会にも加入をされていて、住民税などもお払いいただいている中で、そこに長年、ずっとお住まいになられている状況の中で、ここにも外国人登録法に基づく規定もあることから、その規定に合致している方であれば、今回、住民投票という性質上、参加をしていただくべきではないかという風に考えております。

小野委員 小委員会に参加をしたものばかり力を入れるのはおかしいと思うのですが、皆さんの意見を聞きたいと言いながら、進められておると思うのですが、私も小委員会の中で、嶋田委員のおっしゃるようなことも含めて話をさせていただいていた経緯があります。また、私はこの住民投票条例が、里川委員が住民投票だからという意味のこともおっしゃってますが、確かに住民投票ですが、この住民投票の性格を絞れば、合併についての意思を問うという住民投票ですので、嶋田委員がおっしゃっている意味で縛っているんじゃないかと、この条例をこれから施行していく、条例を作る、それが議会の方で、議員の方で作って行くんだから、何も永住外国人まで広げる必要は、私はないと思いま

す。先ほど住民投票のことで、森河委員も1千万掛かるんだという話もしておられますし、その手続き的に永住外国人に参加してもらうとなれば、手続き的にもいろいろ複雑な問題も生じてきますので、私は今回の住民投票に限っては永住外国人に参加してもらうというのは、いいことないんじゃないのかなと。日本国籍を有するもので、私はいいと思いますので、その点意見として申し上げます。

木澤委員 前回も言わせていただきましたけども、私は18歳以上で、永住外国人の方も投票に参加していただくという考え方で、少し言わせていただいたんですが、投票条例を作る小委員会を傍聴させていただいた中で、18歳か、20歳かというところでは、2つに意見が分かれて、委員長の判断で20歳以上という事にされましたんで、委員さんの中でも意見がいろいろあるのかなと。そういう中では、私はなるべく若い人に参加していただきたいということもありまして、出来たら18歳からで参加していただけるような形をお願いしたいと思います。

永住外国人の方に関しましては、法的なものとか、いろいろな問題があるというのは、私も認識しておりますが、法的なもので規制がされない限りは、やはりまちづくりという観点から、永住外国人の方にも参加していただければいいんじゃないのかなという風に考えます。

委員長 第5条について意見が分かれておるわけなんですけど、どうさせてもらったらよろしいでしょうか。それに対してご意見ございましたら。

森河委員 やはり、意見も私もございます。しかし、賛否取ってもらって、はっきり決めていただいたら有り難いという風に思いますので、賛否を取ってください。お願いしておきます。

委員長 今森河委員から賛否を取れということなんですけど、皆さん他にご意見ございませんか。

小野委員 私もそうして、時間もあまり無いんですが、6月議会に制定しようということで、最終日に出すという段階で、両論ですので、それについて、賛否をお取りいただいていると思うのですが、ただ、5条以外については、皆さんは異存ないということを確認した上で、5条の組立ですね。木澤委員からは18歳という事で、この小委員会案では20歳ですので、それら2つを別々に取って貰ってもらえるんだったら、もらった方がいいのかなと思うんですが、その点、委員長の方で取り計らっていただきたいなと思います。

委員長 小野委員から申し出ありますように、第5条の1項で、委員会では委員長判断で20歳ということで、提案させていただいているわけなんですけど、18歳以上という意見もありますので、それも含めて、したらどうかということなんですけど、ご意見ございませんか。

三木委員 私も今のいいので、両方を賛否取っていただければいいと思います。

委員長 他にございませんか。
ないようでしたら、第5条の1項の関係と2項の関係について、採決をしたいと思いますけど、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 少し休憩いたします。

(午後3時25分 休憩)

(午後3時26分 再開)

委員長 再開いたします。
第5条についてはこれから決めさせてもらう訳なんですけど、他の条

項について何か皆さんの方で、ご異議等ございませんか。

(異議なし)

委員長 　ただ、皆さんにお諮りしたいんですが、確認なんですけれども、条例を見ていただけますか。

「住民投票の期日の第4条第2項、前項の投票日は7町合併協議会の動向を考慮するものとする」、ということになっておりますが、7町合併協議会というところを正式名称に、「平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会」ということに代えさせてもらいたいのですが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 　次に、字の誤りがございます。第7条の4行目、「文字を自署するものとする」、署名の署になっていますが、書くという字に改めていただきたい。自分で書くということです。

次に、1行飛ばして、一番最後ですが、「代理投票をすることができる」ということになってますが、「代理投票をさせることができる」に訂正させていただきたいのですが、どうでしょう。

(異議なし)

委員長 　次に、第8条の2項の3行目、「同法第48条の2若しくは第49条第1項又は第2項の」となっておりますが、「同法第48条の2、第49条第1項又は同条第2項の」ということに改めさせていただきたいのですが、了解していただけますか。

(異議なし)

委員長 次に、第9条の4項ですが、最後の方で、「開票に立ち会わさなければならない」。これを「合わせなければならない」に訂正したい。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 次に、第10条の投票なんですけど、これも第1項第5号が「自署」と書いていますが、「自書」に直していただきたいと思います。同じく、2項の4号も「自書」という字に直していただければ有り難いと思います。

第14条の2行目ですが、「第3条」の3なんですけど、全角の字でお願いします。

最後に、条例の失効で、「この条例は、投票日翌日から起算して」とありますが、「投票日の翌日」にさせていただきたいと思います。

今、申し上げました件について訂正をさせてもらって、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、第5条に戻らせていただきます。

1項の斑鳩町に住所を有する、投票日当日に年齢満20歳以上の日本国籍を有するもの、ということで伺っておりますが、これを18歳にするのか、20歳にするのか、表決を取りたいと思います。

原案が20歳になっておりますので、20歳を先にさせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、20歳以上でいいという方、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

委員長 20歳以上が賛成多数でございますので、20歳という事で決定させていただきます。

委員長 次に第2項、外国人登録法の関係ですが、永住外国人を入れる方、挙手をお願いします。

(挙手6名)

委員長 それでは日本国籍を有するものだけの方、挙手をお願いします。

(挙手8名)

委員長 8対6ということで、日本の国籍のあるものだけにするとということで、変えさせてもらいます。

5条の中で、1項、一番最後の行ですが、3か月と書いています。引き続き3か月以上、と今出していただいているとおりで決定させてもらって、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。そういうことでお願いを致します。それではそのように取扱いさせていただきます。

条例案に付きましては、ただ今ご意見をいただきましたように、本会議最終日に議員発議により提案をしていきたいと思いますが、発議者につきまして、どのようにさせていただいたらいいか、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

小野委員 委員長にお願いいたしたいと思います。

委員長 他にありませんか。

(意見なし)

委員長 副委員長から、委員長にということですので、そうしましたら、私がさせていただきますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

委員長 発議の文面、出来ましたら、皆さんの署名。どうですか、先ほど、18歳の関係でされた方も加わっていただけますか。よろしいですか。

委員長 今、局長と相談いたしまして、正副委員長だけの名前でいいんじゃないかという何もございしますが、どうさせていただきますでしょう。

(了承の声)

委員長 正副委員長、私と小野委員で提出させてもらうということで、よろしくをお願いします。

このことについて、他にご意見ございませんか。

里川委員 委員会で確認をして、その意見で纏めて、本会議で上程と。それで、本会議の手続き上としては、そこでの今みたいな、今、討論もなしで採決だけで行きましたけども、この件については討論をしないで、そのまま、流して、流していくといたら言葉悪いですけども、そういう方向で行った方がいいという風に、委員長の方でご判断されているのかどうか、確認だけさせておいていただきたいと思います。

委員長 全員でやっておりますので、この前も局長と副委員長と話をしましたが、委員長報告も、ここでやったやつ、同じ事をまたやりますんで、これは議事録に残ってますし、直ぐに私が提案させてもらって、

採決してもらうという格好になると思います。

事務局長 今、委員長からおっしゃっていただいておりますように、特別委員会のほうで纏めていただきましたので、形は表決という形になりますが、提案者のおおりの、原案どおり、皆さんがご承認いただくという形で進めていただくということで考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 今、局長から説明をしていただきました。そのとおりでよろしいですか。ご理解いただけますか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、今、局長から説明をいただきました内容で進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは次に、(4) 議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局長より、説明をお願ひいたします。

事務局長 それでは、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、資料5をご覧いただきたいと思ひます。

この件につきましては、本会議初日の全員協議会で議長からご報告をいただいておりますが、5月26日の広域圏の議長会の会議の席におきまして、正副議長さんのご出席をいただきまして、合併協議会の事務局から、議員の任期、また、定数につきましては、合併協議会で提案させていただくに当たりまして、議員さんの身分に係わることでもございますので、事務局からいきなり提案させていただくというような案件ではございませんということで、事前に説明会を開かれました。その中で、各議長さん、副議長さんが出席をしていただいておりますので、今まで進められております合併協議会の協定項目の中で、

議員の任期、定数については、後、残ってるということで、7月の合併協議会で事務局案としていきなり出すということではなく、広域の各7町の議会の意向を尊重させていただいて、ひとつの案で提案させていただきたいということで、説明を受けております。

この事に付きましては、正副の議長さんにつきましても、ご了解をいただいているということでございますので、本日はその当日の説明を受けた内容について、ご説明をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、1ページからご説明をさせていただきたいと思ひます。

(資料5に基づき説明)

事務局長 以上で、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましての、お手元に配布させていただいております資料の説明ということでございますので、斑鳩町議会の合併特別委員会の考え方といいますか、一定の取りまとめをしていただいたものを合併協議会へ報告させていただきまして、そこで審議をしていただいて、最終的には次の合併協議会、7月7日に予定されております、その協議会でひとつの案として提案をされる予定となっておりますので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長 ただ今説明をいただきましたように、斑鳩町議会としては、このような考え方であるということについて取りまとめ、合併協議会事務局に報告し、協議会事務局において広域各7町の議会の考え方等を聞かせてもらう中で、ひとつの案で7月の協議会で提案をしていきたいということでありまして。これは、今、局長も申し上げたとおりでございます。

委員皆さんの積極的なご意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。質疑、意見、ございませんか。

西谷委員　私は、斑鳩が住民投票、どうなるか判りませんが、仮に合併なるとしたら、基本的な考え方としては、合併というには人員の削減とか、そういう合理化ということで実践するんだとしたら、当然、市長の選挙と同時に市会議員の選挙もすべきだと思いますし、定数についても34名以内の中でということの中で、類似団体みてますと、26から28ぐらいだったら、そのぐらいの数字でやられた方がいいんじゃないかなと思います。

里川委員　私も合併なるか、どうか分かりませんが、もしなつたとしたら話でさせていただきますと、在任特例を使用する場合の例がたくさんでいる訳なんですけど、けれども延長期間2年を限度といいながら、2年まで、ぎりぎりまで行っているところというのは、やっぱり少ないんです。それと、合併年月日がこっちへ来るほど、16年に入ってくるほど、皆さん、2年も延長されていないと。それと、西谷委員おっしゃったように、何で合併するんかというたら、合理化とかということが言われてる訳なんで、住民の理解とか、そういったものを得られるかと言ったら、非常に在任特例を使うというのは難しいという風に私も考えます。はっきり言ったら、特例法を適用しないで、34の法定数で行って、そして、1回目は34の法定数で行って、2回目からはその中で考えていくというのが、適当じゃないかなという風には思っているんですが。

木澤委員　私も合併の目的として、合理化ということを考えますと、また、特例を使っているところと、使っていないところありますけども、最近の新聞などの動向を見る中では、やはり住民の方も新たに合併したときには法定数内でしていく方を望んでいると思いますので、私としてもそういう方向でしていただければと考えています。

小野委員　私は今の3人とちょっと違った観点で合併というのを見ております

ので、意見を申し上げます。

確かに、合併特例法を適用しない場合、最近増えてきていると思うのですが、その方が、この前の私の一般質問でも、議員特例を使うのが、一番障害になっていると。障害を取り除くためにも、そうだとおっしゃられたし、私も情けない話だなという話をしております。そのようにしての方が正論だと、そのように思います。

ただ、議決機関としての議会というものは、執行機関の首長の失職とともに、同時にやっていくということについては、個人的には可能なんですが、スムーズな出発を図っていくために議決機関は、執行機関より例え半年なり、残しておく方が、その自治体はスムーズに動くんじゃないのかな。その事の配慮から、事例の中で一番多いのが在任特例を適用するという形を採られている。また、2年いっぱいまで使わなくて、1年とか、半年、そういう区切りをつけて、在任特例を適用されている。そのように理解の方が自治体のスムーズな運営に当たれるんじゃないのかなと思いますので、今の問い合わせに対しては、やはり在任特例を適用するという方がいいんじゃないかなと思います。

飯高委員 住民のための合併なので、財政上の効率化、先ほど、シミュレーションにもありましたように、1億4千万という人件費が削減される。これは住民の意識にとっても大事なことだと思うので、私は、合併特例法を適用しない、34定数という形で、・・・。

委員長 他にございませんか。

(意見なし)

委員長 今、5人の方からご意見を伺いました。本日の審議の状況につきましては、議長からも合併協議会へは報告していただけるものと思っておりますし、そういうことでよろしく願いをしておきたいと思っております。

以上については、よろしくお願いをいたしておきます。
この件につきましては、以上で終わります。

委員長 次に、その他について、他にありませんか。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、その他についてこれをもって終了いたします。

委員長 なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご
一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受け致します。

(助役挨拶)

委員長 これをもって、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。 (午後4時15分 閉会)